第二号様式(第十四条関係)

(表)

年　　月　　日　交付第　　号(　　年　　月　　日限り有効)

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
第13条第5項の規定による

立　　入　　検　　査　　証

(所管行政庁名)　　印

(裏)

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律抜粋

第13条

4　所管行政庁は、第1項の規定の施行に必要な限度において、特定防火地域等の内の土地に存する建築物の所有者に対し、当該建築物の火事又は地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、当該建築物若しくは当該建築物の敷地に立ち入り、当該建築物、当該建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

5　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6　第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。